

平成26年度第2回福岡県環境審議会議事録

日時：平成27年1月21日(水) 10時00分～12時00分

場所：福岡県吉塚合同庁舎 6階 603A会議室

(環境政策課：池田企画広報監)

定刻になりましたので、ただ今から平成26年度第2回福岡県環境審議会を開催させていただきます。

私は、環境政策課企画広報監の池田と申します。本日の司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

議事に入ります前に、環境部長の長谷川が御挨拶申し上げます。

(環境部：長谷川部長)

おはようございます。環境部長の長谷川でございます。

本年に入りまして最初の審議会でございます。今年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日の審議会でございますが、お手元に配布の資料のとおり、諮問事項が8件、部会決議報告事項1件、その他の報告事項が2件ということで、盛りだくさんの内容になっております。いずれも環境行政にとりまして重要事項でございますので、ご審議の程、何卒よろしくお願ひを申し上げる次第であります。

せっかくの機会でございますので、この場をお借りして、本年度環境部で取組んでいる事業の概要をいくつか御紹介させていただきます。

1点目は、自然環境分野に関して、福岡県レッドデータブック2014についてでございます。

平成26年8月に、福岡県レッドデータブック2014を発刊しました。

2001年の初版発刊以降の野生生物の生息状況の変化等を踏まえて、見直しを行ったもので、2011年に、植物群落、植物、哺乳類、鳥類についての改訂版を発刊しておりましたが、今回は残りの爬虫類や両生類、魚類、昆虫類等について改訂、発刊したものでございます。

昨年11月には発刊記念のシンポジウムも開催したんですが、非常に多くの方がご参加いただきまして、やはり自然環境に対する関心が高いということで、今後とも我々もしっかりとやっていかなければならないという気持ちを新たにいたしましたところでございます。

2点目は、大気環境保全に関するところでございます。

昨年ご紹介しましたが、観測局を県内で4局増設することにいたしまして、今年度工事をやってきたところでございます。今、最終的なテストをやっている段階でございます。近々に、その4局増設したところで運用が開始されるものでございます。

これまでPM2.5の注意喚起につきましては、実績としては1件だけでした

けれども、昨年 12 月には国での取扱いの変更もございまして、注意喚起を発表した後の解除の方法についても整備をいたしまして、運用を開始しているところでございます。

最後に廃棄物対策でございます。

不適正に処理され、篠栗町に放置された産業廃棄物について、事業者も倒産して資力もないという状況の中で、排出事業者、実際にゴミを出した、委託をした事業者の方に協力をお願いいたしまして、これは法的にも排出事業者責任というのがありますので、その点を取り上げまして、協力をお願いするという形で 100 社以上の排出事業者からの拠出をいただきまして、現在撤去の工事を行っているところでございます。

また、飯塚市の行政代執行をやっております最終処分場でございますが、これにつきましても現在の地下に滞留している水の抜き取りというのをやっております、今後抜本的な改善に向けて検討を行っている状況でございます。

自然環境分野や廃棄物行政と、いろんな課題を抱えておりますけれども、どうぞ先生方の忌憚のないご意見をいただきまして本年も進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

(環境政策課：池田企画広報監)

ここで事務局から御報告申し上げます。

本日は、当審議会委員 35 名中 25 名の御出席で、2 分の 1 以上の御出席をいただいております。

従いまして、福岡県環境審議会条例第 5 条第 2 項により、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、片桐委員、平井委員、につきましては、本日代理で、九州農政局生産部生産技術環境課課長補佐の大久保広作様がお見えになっております。また、九州地方整備局企画部環境調整官の丸久哲郎様に御出席いただいておりますことを紹介させていただきます。

それでは、お手元の配付資料及び事前に郵送でお配りしております資料につきましては、資料リストに示しているとおりですので御確認をお願いします。

なお、資料 3 につきましては修正がございましたので、本日お手元に配布したものに差し替えをお願いいたします。

資料の不足がございましたら、挙手により事務局までお知らせください。

それでは、これからの議事進行は、浅野会長、よろしく願いいたします。

(浅野会長)

おはようございます。今年度 2 回目の福岡県環境審議会でございます。

最近の国の環境行政の動向について少しご紹介したいと思います。昨年 12 月 17 日に、現在実施されている国の環境基本計画第 4 次計画を第 2 回の点検報告を閣議に出しました。かなり分厚い報告が出ましたが、既に環境省のホームページに載っていると思います。

それから、第3次循環型社会形成推進基本計画の第1回目の点検が行われておりまして、今パブコメが終わったところでございますが、2月6日に最終決定して、会長から大臣にご報告をする手筈になっております。

その他、水俣条約というものがあることをみなさんご存知でしょうか。地球上で環境中の水銀を減らしましょうということで、国際条約ができましたが、水俣市で調印されたので、水俣条約という名前になったのですが、これを国内で実施するためにはいろいろと国内法をいじらないといけないわけですね。今その検討をしまして、最後まで残っていた廃棄物関係の答申案の決定が、同じく2月6日に行われることになっています。

実は2月7日に現在の委員は任期切れになりますので、6日にどうしても決定しなくてはならないという事情があつてのことです。

大気中への水銀の排出規制についてはこれに先だつて、答申がまとまりました。例えば大気汚染防止法でこれまでは定量的には扱っていなかったのですが、水銀が大気中に出ないように規制をしないとイケないわけですね。これは国際条約上の義務ですが実際にはなかなか難しい問題です。

しかし良くお聞きいたしますと、これまでは水銀を意識しないで大気汚染の防止のためのいろんな排出抑制対策を行ってきています。それによって水銀も結構排出が減っているようです。ですから日本はそれで水銀の排出削減をしていることになりはしないか、というわけです。特別な何か追加的な技術を導入しなくても、今までやってきたことをちゃんとやれば良いということでやろうと考えているというわけです。今後新しく水銀を大気中に排出する可能性がある施設を作られる方については、今とれている対策の中の最善の措置を講じていただくことを義務付けようということにはなります。いずれにせよこれは法律で決めなきゃいけないということになります。このほかに、水銀は基本的に輸出してはいけないということにあるのですが、日本は例外の輸出は認めようということにしています。これはやはり、途上国でどうしても水銀が必要な国がありますので、まともな国がきちんと提供する方がよっぽどまくいくだろうと思われまふ。そのかわり、これは初めて導入されますが、輸出をした人は最後の最後まで品物を追跡をしていただき、きちんと使われたかどうかを報告することを義務付けましょうということにしました。我が国でモノを輸出するときの仕組みとしては全く新しい仕組みを作ろうと、こういうようなことが答申として今出ているところです。

そのほか、有害大気汚染物質についての新たな目標値を追加することになりまして、これが来週決まります。

そのほか土壌についても環境基準が変わりましたので、土壌汚染の対策をしていただくときの基準を変えないとイケないわけですね。基準が厳しくなるものですからこれがなかなか厄介で、もう既に対策を立ててしまったところもまたもう一遍やってもらふことになるのかな、とかいろんな難しい問題があつて、ジグソーパズルを解くような、ものすごく難しい議論をやっているところです。

最後になりましたが、2020年・2030年の我が国の温室効果ガスの目標をどうするかということがまだ決まらないうで困っているのですけれども、今週の金曜日にまたそのことを論議する委員会があります。NHKの今週の動きのなかで金曜日のトップにそれが出ていましたが、なかなか数字を論じる段階に至らずいろいろと苦労しているところです。

こんなところが国の動きです。さて、この審議会ですが、今日は諮問がたくさんございます。これはいつも毎年毎年、定期的に行われているもの。そのほか、必要に応じて今やっていることについての見直しをしないといけない、というようなことでの諮問をうけました。どうぞ、よろしくご審議ください。

それではまず、毎年のことですが、水質測定計画については、法律にもとづいて、この審議会に諮っていただいた上で、県がこれを定めるということになっています。

以前にも御説明申し上げておりますが、川や海の水質の測定は県だけがやるのではなくて政令市、国土交通省や、さらには政令市以外の市でもやってくださる場合がありますので、それが矛盾しないように、また重なったりして無駄にならないように調整をするのが県の役割でありまして、そのための計画を毎年作るわけです。この諮問について事務局から説明をいただきます。

(環境保全課：中村課長)

環境保全課長の中村でございます。

諮問事項「平成27年度水質測定計画の策定について」をお手元の資料1により説明させていただきます。

では、2枚めくっていただきまして、資料の1ページをお願いします。この水質測定計画の策定の目的でございます。

今会長の方から御説明いただきましたが、県をはじめ、国及び福岡市、北九州市などの市町村では、県民の健康を保護し、生活環境の保全を図るため、川や海、湖等の公共用水域と、地下水につきまして、水質汚濁の状況を常時監視しております。

これらの常時監視を統一的な視点から総合的に実施するため、県が法律の規定により計画を策定しているものでございます。

また、この計画は、その年度において測定すべき項目、地点、方法等を定める重要なものであります。このため、毎年環境審議会でご審議いただき、皆様の専門的な見地からの答申をいただいたうえで決定することとなっております。

次に、本県の水質の現況でございます。

公共用水域におきましては、人の健康の保護に関する環境基準、いわゆる健康項目につきまして、毎年度ほぼすべての地点で基準を達成しており、また、水質汚濁の代表的指標でありますBODやCODについても、このグラフにありますように、平成の初めの頃と比較しますと徐々に改善してきております。

地下水におきましては、県内全域を対象に調査を行っており、ほぼ例年、環境基準を超過する井戸が見受けられますが、基準超過の主な原因は、自然由来によるものです。県では市町村等と協力して原因究明や飲用指導等の対応を行っております。

それでは、2ページをお願いします。平成27年度計画の策定方針であります。

(1)の公共用水域調査におきましては、汚濁状況の経年変化を把握するため、従前のおり、原則として前年度と同じ測定地点、測定項目、測定頻度で調査を実施いたします。

(2)の地下水調査におきましては、引き続きローリング方式による概況調査を実施いたします。

また、当該調査で汚染が判明し、継続調査が必要と判断された井戸につきまして、継続監視調査を実施いたします。

次に、平成27年度水質測定計画案の概要でございます。

実施の期間につきましては、平成27年4月1日からの1年間です。(2)の公共用水域調査についてですが、①国、県、政令市、中核市、その他市町村等の計25機関で合計428地点での測定を行います。

②の測定項目につきましては、基本的に環境基準の設定されている項目を測定し、必要に応じて要監視項目やその他の項目を測定します。

項目としては、環境基準項目のうちの生活環境項目が12項目、同じく健康項目が27項目、要監視項目が31項目、その他の項目として電気伝導度や塩分等の項目を調査いたします。

次に、③平成26年度計画との主な変更点ですが、内容としましては、北九州市が、豊前海海域のCOD上昇に伴い平成24年度から実施していた1日2回の調査を、CODの低下に伴い1日1回に減らしておりますので、述べ測定回数が減っております。

また、主な変更点ではありませんけれども、2ページの①の表、実施機関別測定地点数及び延測定回数では、平成26年度計画と比べて変更がある部分に、カッコ書きで、平成26年度計画の件数を記入しております。

次に3ページの(3)地下水調査についてです。①実施機関別の調査井戸数及び延測定回数の表を御覧ください。

地下水調査は、国、県、政令市、中核市、その他市町の12機関で行います。

地域の全体的な地下水の状況を把握するために実施する、概況調査につきましては、全体で165井戸、過去に概況調査の結果などで汚染が確認された地域について実施する継続監視調査については、全体で111井戸、併せて、計276井戸で、実施することとしております。

②の測定項目についてですが、環境基準項目は28項目、要監視項目は5項目、その他の項目として、水素イオン濃度等を測定いたします。

③の主な変更点といたしましては、九州地方整備局が、概況調査に12井戸を追加しております。

なお、こちらも公共用水域と同様、①の表において、平成26年度計画と比べて変更がある場合に、カッコ書きで、平成26年度計画の件数を記載しております。

次に、4ページ(4)測定結果の報告・公表についてですが、例年12月頃に県内の状況を公表しております。

以上、簡単ではございますが、平成27年度水質測定計画の策定について御説明させていただきました。御審議の程、よろしくお願いいたします。

(浅野会長)

では、只今御説明いただきましたとおり、資料1にありますように、水質測定計画の策定について県知事から当審議会に諮問がありましたが、その内容について御説明がありました。何か御質問はございますでしょうか。門上委員どうぞ。

(門上委員)

地下水の概況調査なのではございますけれども、これは各自治体で決めるということなのですが、地点はどのような基準で決められているのでしょうか。自治体によって大きく決め方のスタイルが違うのか、それとも県が指導して同じような決め方をしているのかをお伺いしたいのですけれども。

(環境保全課：中村課長)

県域におきましてはメッシュで区切っておりまして、井戸は変えますけれども4年ローテーションでメッシュを変更して、測定計画を作っております。

(門上委員)

その場合に、市街地と、例えば郊外だとか山間部もありますけれども、そういうものの重みづけというのはあるのですか。

(環境保全課：中村課長)

これは市街地か山間部かということではなくて、当然山間部におきまして井戸がなければ実施できませんけれども、最小では5キロメッシュになるのですけれども、そのメッシュで県域は大体網羅されていますので、そのメッシュの中で調査しております。

ただ、市街地、山間部とかいう分類を、最初の計画ではしておりませんが、最終的な結果としては、そういう評価は可能かと思っております。

(浅野会長)

よろしゅうございますか。では、他に何か御質問がございますでしょうか。県委員どうぞ。

(県委員)

4ページの③ですが、九州地方整備局が12か所、井戸を追加したということですが、何か特別心配なことがあって追加したのかどうかというところを教えてください。

(環境保全課：中村課長)

すみません、そこは把握していません。

(浅野会長)

事務局で、どなたかお答えできる方はいますか。

(環境保全課：田口水質係長)

どういう事情で追加されたかというところまでは伺っていません。

(浅野会長)

今日は九州地方整備局からもおいでですが、おいでいただいている委員で事情がお分かりでしょうか。

(丸久代理)

後で報告させていただいてよろしいでしょうか。

(浅野会長)

ここで御質問があったので、手短に要点だけ、一言二言でよろしいのですが。

(丸久代理)

ちょっと確認をさせてください。

(浅野会長)

これは後で部会に付託しますので、そこで確認して答えるということです。分かっている限りで言うと、なぜ九地整が測定をするのかということですが、直轄河川として、筑後川を管轄しておられて、筑後川の水質との関係があるということで主に筑後地域では九地整が地下水を調べると、そういうことではないのでしょうか。

ですから全県にわたってというわけじゃなくて、主に筑後川の水質管理ということに関連付けてやっておられるということだと思います。よろしゅうございましょうか。

他に何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは今申し上げましたが、例年のことではありますけれども、この件については資料1の附属資料も含め、内容を細かくチェックしていただく必要がありますので水質部会に付託をして、そこで御議論いただくということにしております。

なお、水質部会で決議をされました結果を当審議会の決議とするということが条例で決められておりますので、例年のように水質部会の決議をもって当審議会の決議とするということにさせていただきたいと思いますがよろしゅうございましょうか。

それでは、この点につきましても御異議なきものと認め、本件はこの点を含めて水質部会に付託いたします。

次に、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則に規定する有害物質及び排出基準の改正について県知事から当審議会に諮問が行われておりますので、これについて事務局から御説明いただきます。

(環境保全課：中村課長)

それでは、続きまして「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則に規定する有害物質及び排水基準の改正について」をお手元の資料2により説明させていただきます。

「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例」とは、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の法律では対象とされていない施設や行為について規制している条例です。

平成26年11月に水質汚濁防止法に基づくカドミウムの排水基準が見直され、一連の排水基準等の改正が一旦終了したことを受けまして、同条例施行規則に

規定する有害物質及び排水基準を改正するものです。

それでは、お手元の資料2を御覧ください。最初に諮問書、次に今回の諮問事項を、その後に参考資料を添付しております。

まず、諮問事項を説明する前に、諮問の根拠について御説明します。参考資料の2ページをお開きください。

本条例では、第6条の傍線部のとおり、有害物質や排水基準等を新たに定め、または変更する場合は環境審議会の意見を聴かなければならないとされています。今回、水質汚濁防止法の改正を受け、本条例施行規則で規定する有害物質及び排水基準を定めるとともに、変更する部分があるため、ここに諮問するものです。

続きまして諮問事項について御説明します。

まず、諮問事項の1「水質に係る有害物質の変更及び追加」についてでございます。

水質汚濁防止法では、有害物質として「塩化ビニルモノマー」、「1,4-ジオキサン」の2物質が追加され、「シス-1,2-ジクロロエチレン」が「1,2-ジクロロエチレン」に変更されております。このため、条例施行規則においてもこれらの項目を追加、変更するものでございます。

参考資料の7ページの第2条の傍線部が今回追加、変更する物質です。

ここで物質名が出てきたのですが、「塩化ビニルモノマー」というのは主にポリ塩化ビニルなどの製造に作られる物質でございます。今のところ把握している限りでは県内には当該製造工場は存在しておりません。

次の「1,4-ジオキサン」というのは化学工業関係で有機合成をする時の反応溶剤で使われているという物質でございます。

それと「1,2-ジクロロエチレン」、これは、昔は塗料や香料の製造時に溶剤で使われていたんですけども、現在はほとんど使われていないという状況です。ただ、これが法律の中で規制されておりますので、こちらの条例の規則の方も改正するものでございます。

次に諮問事項の2「排水基準の改正及び設定」についてでございます。

水質汚濁防止法では、平成26年11月にカドミウムの排水基準が見直されまして、0.1ミリグラム/リットルから0.03ミリグラム/リットルに変更されました。このため、これまでの法改正分も含め、条例施行規則に規定する排水基準について、法と同じ基準値を設定するものです。

参考資料の7～9ページに今の部分を、新旧対照表で付けているところでございます。

以上、「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則に規定する有害物質及び排水基準の改正」について、御説明させていただきました。

御審議の程、よろしく願いいたします。

(浅野会長)

御理解いただけましたでしょうか。昔は公害防止条例なんて言っていたのですが、今は名前が長くなりました、こういう名前の条例がありまして、国の法律の規制の対象になっていない施設等を条例でも同じように規制しようということになっているわけです。

その規制対象物質の種類や基準の値が国の法律の方では変わりましたので、

それに合わせて県の条例も改訂しようということです。基本的には厳しくするというのですが、それについてのこの審議会の意見をお聞きしたいということです。何か御質問がございますか。

特に御質問はございませんか。

それでは、御質問がないようですのでこの諮問の取扱いについてお諮り申し上げたいと思いますが、やはりこれは専門的なカタカナの物質名がいっぱい入っておりますので、素人には分かりませんから、専門用語に強い方々にきちんと見ていただく必要があらうかと思われま。そこで、先程と同じように水質部会に付託をし、そこでよろしいという結論になりましたら、その結論をもって当審議会の決議に代えさせていただくという、先程と同じ扱いにしたいと思いますがよろしゅうございましょうか。

御異議はございませんね。それでは、そのように諮らせていただきます。

今日出てきた物質の中には、ものすごく水に溶けやすい物質とか物質が分解して副次的にできてくるとかいうものがあるようです。ですからその辺がたいへんにややこしくて、水質の規制の方はまだ良いのですが、これが土壤になりますと全くお手上げな状態で、今国の審議会でも四苦八苦しているということです。

今日は水質の方ですから、あんまりこまらないかもしれませんが。次に土壤の話になったら大変ですが、今から覚悟していないといけないということです。

それでは、この件については御同意いただきましたので、水質部会にお諮りし、その決議をもって当審議会の議決にするという扱いにさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

では次に、これも時々出てまいります「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第4条に基づく対策地域の指定の解除について」の諮問でございます。

これに関係する諮問としてまず、資料3でございますが、対策地域の指定解除について、事務局から説明をいただきます。

(食の安全・地産地消課：川口課長)

食の安全・地産地消課課長の川口でございます。

まず、内容を御説明する前に、事前に配布させていただきました本日の資料3につきまして、修正がございます。大変申し訳ありませんが、本日お配りしております資料3、インデックスのないもので御説明させていただきます。

修正箇所につきましては、資料3の4枚目の裏の2ページでございます。4の事業実施後のカドミウム調査の実施の中の、上の表の欄外に示しております、玄米中及び土壤中のカドミウム濃度の調査期間を修正しております。

また、中程の表にございます事業実施前の数値につきましても、玄米と同じ調査期間のデータに改めております。その旨、表の下にある※印の3つ目に記載しております。以上が、修正箇所でございます。

それでは改めまして、資料3、諮問事項「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第4条に基づく対策地域の指定の解除について」を御説明申し上げます。

資料3の4枚目、1ページをお願いいたします。本件は、カドミウムにより汚染された農用地について、県が対策地域として指定し、客土などの対策工事が完了したため、地域指定の解除を本審議会に諮問するものであります。

今回、本審議会にお諮りしますのは、昭和開北部地区でありまして、面積は

55. 42haでございます。

まず、これまでの経過と昭和開北部地区の位置について、御説明いたします。資料3ページの地図を御覧ください。

これは、大牟田地域の農用地の土壤汚染対策地域の状況を表したものでございます。県で指定しました汚染地域は概ね二つに大別されます。

一つは、図の左上の方、干拓地域で汚染が認められた地域でございます。

水色の部分は昭和開地区、濃い青の部分は昭和開西部地区と申しまして、すでに対策を完了し、指定解除を行ったところでございます。

ピンクの部分が、今回お諮りします、昭和開北部地区でございます。

なお、オレンジの部分につきましては昭和開北部第二地区と申しまして、先日、対策地域に指定いたしまして、今回、本審議会に対策計画等をお諮りするところでございます。

もう一つは、干拓地以外の汚染地域でございます。図の中程に黄色で塗っております北部地区、図の下方に緑で塗っております南部地区と申ししております。同様に対策地域として指定しております。

この二地区は、その多くが市街化区域でございます。これまで農地以外への転用を図る土地利用計画などが立てられましたが、地権者が多い事などの諸事情により、恒久対策の策定については至っていないところでございます。

現在は、湛水管理や土壤改良資材の投入などによって発生防止対策を講じているところでございます。

各対策地域の面積・取組状況につきましては、図の右下に凡例として示しておりますので御確認ください。簡単ですが、以上がこれまでの経過でございます。

それでは、1ページにお戻り願います。

中程、第2の1と2は、昭和開北部地区の地域指定及び対策計画の経過でございます。3が対策計画に基づき実施した事業の内容でございます。

汚染を除去するための事業は、県が事業主体となりまして、平成21年度から25年度まで、公害防除特別土地改良事業を実施いたしました。具体的には、汚染された農地の上に汚染されていない土を被せる、上乘せ客土工事を実施しております。実施面積は、道路、畑、樹園地に利用されたものを除く53.76haでございます。

次に2ページをお願いいたします。

4は、これらの対策の完了後、汚染が解消されているか確認するための、法令に定められた調査を行ったものであり、その結果を記載しております。調査地点は、概ね25haに1箇所と定められているため、この地域では平成22年度と23年度に客土工事をした地区に1箇所ずつ、合計2箇所を定めました。

そこで客土工事の効果を測るために、玄米や土壌中のカドミウム濃度を平成24年度から26年度の3年間測定しております。また、新たな汚染がないかどうかを見るため、灌漑水及び降下ばいじん中のカドミウム量についても3年間測定しております。その結果を表にまとめております。

上の表は、玄米及び土壌中のカドミウム濃度の最高値、最低値及び平均値を事業実施の前と後で比較しております。事業実施によりいずれも大幅に低減しているところでございます。

また、下の表では、かんがい水及び降下ばいじん中のカドミウム量をそれぞれ

れ事業実施前と実施後3か年測定した数値を併せて記載しております。これにつきましては、実施前と実施後、いずれも低い値を示しております。

これは、カドミウム汚染の原因となった亜鉛製錬はすでに昭和61年に廃止されていることから、新たな汚染源はないためと考えております。

以上の結果を得まして、5指定解除の理由の(1)に記載するとおり、対策地域の指定要件である、生産された米1kgにつき0.4mgを超えるカドミウムを含むものは認められないこと、また、(2)にありますように、事業の対象外となった土地は、畑、樹園地及び農道として利用されており、田以外の土地であるため、対策地域の指定を解除することが相当であると判断するものでございます。説明は以上でございます。

よろしく御審議のほどをお願いします。

(浅野会長)

それでは只今御説明いただきましたので御理解いただけたと思いますが、単純に言えば、きれいになったので指定を解除するということです。何か御質問はございますか。よろしゅうございましょうか。

それでは、御質問がないようですから、この件に関しましての取扱いでございますが、先程と全く同じでございますが専門性があるということですから、水質部会でさらに御審議いただき、そのうえで水質部会の決議をもって当審議会の決議に代えるという取扱いで進めさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

では、関連することでございますが、只今の御説明にありました昭和開北部第二地区について先般指定をするということについてはみなさんの御同意をいただいたところでございますが、それについて農用地の土壤汚染対策計画策定ということでございます。続いて御説明いただきます。

(食の安全・地産地消課：川口課長)

続きまして資料4の3枚目、1ページをお願いします。先ほど浅野会長から御説明いただきましたように、本件は、カドミウムに汚染された農用地について、県が対策地域に指定した後、対策工事を実施するために策定します対策計画について、本審議会に諮問するものであります。

今回、諮問をお願いしますのは、先ほどお示ししました昭和開北部第二地区でございます。面積は32.09ヘクタールであります。位置につきましては、資料3ページの地図では、先程御説明したとおり、オレンジで塗った地域でございます。

1ページ「4農用地の利用の計画」でございますが、この対策計画のもととなります指定地域32.09ヘクタールのうち水田が28.98ヘクタール、畑が0.45ヘクタール、樹園地が2.66ヘクタールでございます。

この農用地のうち水田として供される予定の28.98ヘクタールにつきまして、「6復旧方法及び工法」に記載しております、30センチメートルの上乗せ客土事業を行う予定でございます。

「7事業計画」でございますが、事業につきましては、県が事業主体として

公害防除特別土地改良事業を実施する予定でございます。工事期間は平成28年度から平成32年度まで5年間、総事業費は9億4900万円を見込んでおります。

事業内容につきましては、先ほどご説明しました30センチメートルの上乗せ客土のほか、関連する事業でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。「8 調査測定に関する事項」は、昭和開北部地区の指定解除において御説明いたしましたが、客土工事の効果を測るための調査についてでございます。参考として、先日、対策地域の指定についての諮問の際に御説明いたしました「農用地土壌汚染対策地域の概要」を記載しておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

(浅野会長)

それではこの諮問事項について御説明いただきましたが、なにか御質問がございますでしょうか。

(伊藤委員)

対象地が稲作の田んぼだけということなのですが、それ以外やらなくて良いという根拠を教えてくださいと思います。また、区画割で作業に支障があるような場所なのかどうかというところを確認したいのですが。

(浅野会長)

では、御説明いたします。

(食の安全・地産地消課：川口課長)

根拠というのは、汚染対策につきましては、要件が米のカドミウムの量が0.4 ppm以上というのが要件ということになりまして、お米を作る必要がないところにつきましては、その工事をする必要はないという風にしております。

それと、この区画につきましては、きちんと畔で分かれておりますし、畑と樹園地につきましては、独自にそれぞれ農家の方が土を上げておりますので、特に工事に支障になることはございません。

(浅野会長)

よろしゅうございましょうか。ほかに何か御質問はございますか。実は今の質問は大変適切な御質問です。みなさんお気づきになるかなと思って聞いていたのですが、お気づきになったようです。

実はこの農用地の土壌の環境基準そのものが本質的に問題を含んでいて、米だけで見ましようということになっているわけですね。ですから、その土地が畑として使われていて何を栽培しておられてその中にどれくらいカドミウムが入っていようとそれは一切お構いなしということです。水田として使われ、そこで収穫される米の中に入っているカドミウムだけで考えればよいという、そういう土壌の環境基準なのです。ですからこれの考え方には本質的に問題があ

るということは前から議論しているのですが、残念ながら土壤がカドミウムで汚染されていると、農作物の品種別にどの程度のカドミウムが入るのかという知見が十分でないのです。だから、やりようがないというのが実情です。これについては散々議論をしたのですがどうにもなりません、ということです。

それともう一つは、日常的に摂取するであろう作物としては、皆さんがお米をお食べになるであろうという前提で考えようということでもあるようです。言い換えれば、たぶん他のものはそんなに日常的に毎日毎日食べることはないだろうが、米は毎日お食べになるので、これについてはしっかり押さえとかなないと、国民の健康は守れませんね、ということのようです。よくよく聞いてみると、同じ程度に汚染されている土地の場合には、麦の方が余計カドミウムが入るらしいのです。しかし、国産麦を毎日食べる贅沢な人はいないだろうから、それなら大丈夫だろうということで目を瞑ろうということにしたわけです。

それからもう一点お気づきになる方がいらっしゃるかなと思って聞いていたのですが、上から土を被せるやり方で、これから事業を行うということになると、それで大丈夫か、という疑問が当然あるはずなのですが、土壤が汚染された時期がかなり古い時期で、カドミウムの汚染物質は相当下の方に入り込んでしまっているわけですね。そうすると、田として使う場合には根っこの伸び方が限られてますでしょう。ですから、根っこが伸びてくるずっと下の方にカドミウムがあっても、米にはカドミウムが入ってこないわけです。ですから、汚染されている場所が高い場所だとそこを削らないといけないのですが、この場合は上から土を被せて全体を嵩上げしてしまうわけです。稲の根っこがカドミウムがあるとところまでは伸びていきませんので問題は起こらないということらしいのです。

もちろんカドミウムが入っているということは全部、水が出てこないように押さえちゃいますので、下からのしみ出しはありませんから、それで上から被せるというやり方で大丈夫だと、こういうことだと思います。

何か他にございませんか。よろしいようでしたらこの件につきましても水質部会にお諮りをして、そこでもう一度よく内容を見ていただき、水質部会の決議をもって、本審議会の決議とさせていただきますと思いますが、よろしゅうございますか。御異議なきものと認めます。どうも、ありがとうございます。

それではここまでで、農用地の土壤汚染に関しての話が終わったように見えますが、もう一つ関連するお話がございまして、ただいま検討することをお認めいただきました計画に基づいて、実際には事業を行う時に原因を作り出した企業にも費用負担をしていただかないといけませんので、どれくらいの割合の費用負担をしていただくのかということを決めなきゃいけないのです。

この点についても県知事から審議会で諮問が行われていますので、これについて事務局から説明をお願いいたします。

(食の安全・地産地消課：川口課長)

はい、それでは続きまして資料5で説明をさせていただきます。

「公害防止事業費事業者負担法第6条に基づく費用負担計画について」でございまして、資料5の3枚目をお願いいたします。

先程御説明しました昭和開北部第二地区の農用地土壤汚染対策計画に関わります事業につきましては、「1根拠法令」にありますように、公害防止事業費

事業者負担法に基づきまして、公害の原因者に費用を負担していただくようになっております。「2 公害防止事業の種類」につきましては、当該地域の土壤汚染対策地域に係る客土工事でございます。

「3 費用を負担させる事業者の決定」につきましては、大牟田市においてカドミウムの排出によって農用地土壤汚染の原因となった事業者ということで、三井金属鉱業株式会社でございます。「4 公害防止事業費の額」につきましては、9億4900万円を見込んでおります。

「5 負担総額及びその算定基礎」についてでございます。事業者負担総額につきましては、公害防止事業の額に法第4条第1項の規定による「㉞寄与率」をかけたものから、法第4条第2項の規定による「㉟事情を勘案し減じることが妥当と認められる額」を引いたものとして、法に定められております。

まず、「㉞寄与率」について御説明申し上げます。企業活動によってどれだけ土壤汚染に影響したかを示すものでございます。次に「㉟事情を勘案し減じることが妥当と認められる額」についてでございます。直接的には企業活動が行われて公害の原因となっておりますが、どのくらい負担するのかという、例えば国の責任など諸般の事情がございます。それらを考慮し、寄与率からどれだけ減じるかというのが㉟の内容でございます。

しかしながら、今、御説明した「㉟事情を勘案し減じることが妥当と認められる額」を具体的に算定することが困難な場合につきまして、カッコの下に記載したもう1つの計算式で計算できるようになっております。すなわち、事業者負担額は、公害防止事業の額に法第4条第1項の規定による寄与率をかけたものに、法第7条第3項の規定による「㉟概定割合」をかけて算出できます。

㉟概定割合でございますが、これは、公害防止事業の種類ごとに法律に定められておまして、今回の場合は、2分の1以上4分の3以下の割合ということで定められております。

今回の事業者負担総額につきましては、先程、地域指定解除を諮問させていただきました、昭和開北部と同様に、㉟概定割合を使った2番目の算定式を使って事業者負担総額を算定したいと考えております。

次に「6 その他公害防止事業の実施に必要な事項」でございますが、物価等の変動により事業費が変動した場合は、事業完了時の事業費の額をもって算定基礎とし、事業者負担総額としたいと思っております。また、事業年度は平成28年度から平成32年度の5か年でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

(浅野会長)

それでは、御質問はございますでしょうか。

要するに、費用の負担割合を決めるということでございます。本件に関してはこれまでずっとやってきておりますので、あまり大きな問題はないだろうとは思いますが、これは事案によっては大変ややこしい場合があって、本当に自分のところが原因者でないということで訴訟になった例があるのですね。事案によってはとつてもややこしい話です。

御質問がないようでしたら、この諮問の取扱いについては、この審議会に公害防止事業費負担部会という部会が置かれておまして、そこで法律の専門の方も交えて検討いただくということになっておりますが、今回もこの案件につ

いては公害防止事業費負担部会に付託をし、そこでされた決議をもって審議会の決議にするという扱いにしたいと思いますが、そのような取り扱いでよろしゅうございましょうか。

どうぞ、県委員。

(縣委員)

今回の事業について9億4～5千万ということだと思いますが、今までも解決してきた事業があると思いますが、そういうものは総額いくらくらいかかっていて、どういう負担割合で実行されてきたのか教えてください。

(浅野会長)

それでは過去分についての金額はいくらくらいかというご質問でございます。今、手元に資料はありますか。

(食の安全・地産地消課：川口課長)

後ろの方に。すみません、今私の手元に資料がなくて。

(浅野会長)

分かりました、ではちょっと調べておいていただいて、後でまたお答えいただくということでよろしいですか。

取扱いそのものについては特に何か御意見がございませぬか。それでは部会に付託するという事について先に皆さんに御了承いただきたいと思いますがよろしゅうございませぬか。御異議なきものと認めませぬ。どうもありがとうございます。

それではただ今の委員からの御質問については調べていただいて後ほどお答えいただくことにいたします。

それでは次に、自然関係でございますが、「第11次鳥獣保護事業計画の変更について」ということでございます。これについては法律が変わりましたので、法律が変わったことに基づく取扱いの変更でございます。

先の国会で鳥獣保護法が改正されまして、保護及び管理法ということになりました。今までは鳥獣保護という名前で増えすぎる動物を減らすというようなこともやっていたわけですが、どう考えてもこれは保護ではあるまいと法制局から意見が出てきて、確かにそうだなということになったようです。そしてこれは管理という名前に変えた方がいいということになりまして、保護及び管理法というように法律の名前や中で使われる仕組みの呼び方が変わりましたので、それに伴う諸々の改正を行いたいということでございます。

では事務局から御説明いただきます。

(自然環境課：高田課長)

自然環境課の高田でございます。よろしくお願ひいたします。

資料6を御覧ください。まず諮問書にあります通り、本件は鳥獣保護法の規定に基づきまして現在運用しております、第11次鳥獣保護事業計画の変更についてお諮りするものでございます。

次の資料1ページをお願いいたします。まず、鳥獣保護事業計画でございますが、

これは、県が行います鳥獣保護事業につきまして、鳥獣保護法に基づき、国が定めました基本指針に則して、知事が定める5か年計画でございます。

この変更の理由ですけれども、昨年の法改正に伴いまして、国の基本方針も変更されております。これを反映いたしまして、変更するものでございます。

まず、法改正、基本指針の変更の内容について御説明させていただきます。ニホンジカ、イノシシなどが増加しておりまして、生態系への影響、農林被害が発生しているため、鳥獣の管理を強化していこうという観点のもとに改正されたものでございます。

(1) ですが、法律の題名が、それから目的が変わっております。いずれも今後は生息数を減らす、あるいは縮小していくことを意味する「管理」が盛り込まれております。

(2) でございますが、これに伴いまして、施策体系も整備されております。県が定めます鳥獣保護事業計画は、保護管理事業計画に、それから、特に数が少なくなっている、あるいは増えているこの二つの鳥獣に関しまして、それぞれ特定鳥獣の保護計画、あるいは管理計画を定めることとなりました。

(3) ですが、数が増えすぎている鳥獣の中でも、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣については、都道府県や国が自ら捕獲事業を実施することができる指定管理鳥獣捕獲等事業が創設されました。

また(4)では、鳥獣の捕獲体制を強化するために、鳥獣の捕獲等を行う事業者の認定制度が導入されております。

さて、これをふまえて本計画の変更点でございますが、説明いたしました各項目について、例えば今回計画名の変更を行う、あるいは各計画の整備などを行うなど、これに則した追加・変更などを行っておりまして、詳細は1～5に示す通りでございます。

なお、本計画の全体の見直しは、現在の計画が28年度末に終了することになっておりますので、改めてその際にお諮りしたいと考えております。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(浅野会長)

ということで法律が変わりましたので、それに合わせてとりあえず現行計画を暫定的に手直ししておこうということですね。詳細にもういっぺん全部見直すという作業はどうせ来年に改訂の検討をしないといけないので、そのときにやりましょうということだと思います。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

よろしゅうございましょうか。それではこの件についてはこの審議会に、公園鳥獣部会が設置されておりますので、公園鳥獣部会にお諮りいただいて、そこで御審議をいただいた結果、部会の決議をもって、当審議会の決議とするという取扱いで進めさせていただきたいと思っております。よろしゅうございましょうか。それでは、御異議がないようでございますので、この諮問につきましては公園鳥獣部会に付託し、その決議をもって当審議会の議決とさせていただきます。

関連いたしますもう一つの諮問、特定鳥獣保護管理計画の変更がございまして、資料7について事務局から御説明願います。

(畜産課：今村課長)

畜産課長の今村でございます。日ごろから鳥獣被害対策の行政の推進に大変御協力、御理解いただきましてありがとうございます。

資料7「福岡県特定鳥獣イノシシ及びシカ保護管理計画第4期の一部改訂」と「福岡県第2種特定鳥獣イノシシ管理計画第5期の策定」について、事務局の方から説明させていただきます。

(畜産課：吉浦鳥獣対策係長)

それでは、事務局の方から説明させていただきます。先ほど資料6の方で鳥獣保護法の改正があって、事業計画を変更するということがございましたので、その中で、特定鳥獣保護管理計画を、保護のための計画と管理のための計画に整理するものです。

具体的には、特定鳥獣保護管理計画を、第1種特定鳥獣保護管理計画、これは保護の方でございます。第2種特定鳥獣保護管理計画、これは管理の方の計画でございます。

福岡県の場合、特定鳥獣保護管理計画は今までイノシシとシカについて策定をしておりました。イノシシの方は生息頭数の推計方法が今現在定例的に取扱われているものがないものですから、被害の数をもって生息頭数と管理を行うというような形となっております。被害は非常に多くございますので生息頭数も増えているということで、第2種特定管理計画として整理するものです。

それから、シカについては、今福岡県の方で糞粒調査というのをやっているのですけれども、それに基づいて非常に増えているということで、管理をやっております。これについても第2種特定保護管理計画という形で整理をする必要がございますので、今回お諮りしております。

具体的にですけれども、資料の1ページに書いてございますが、イノシシについては第4期計画の変更と。実は先ほどの説明でございましたけれども、法令の改正の施行日が平成27年5月29日までになっておまして、かたや第4期のイノシシの計画が平成27年の4月15日で終了します。4月15日から新しい保護管理計画を策定するような形になるんですけれども、5月29日になりますと、改正法に基づいて新たに第2種特定保護管理計画を定める必要がございますので、とりあえず第4期計画を5月28日まで延長させていただいて、平成27年5月29日からは第5期計画を策定させていただきたいということで、案をお示ししております。

第5期計画ですけれども、第4期計画の終了に伴い第5期計画を策定するものです。主な概要ですけれども、先ほどから御説明しておりますように、名称の変更で、第2種特定鳥獣保護管理計画とさせていただきます。

それから被害額なんですけれども、イノシシの農林産物被害額が非常に高くなっています。例年5億円以上で推移していたんですけれども、後で説明しますけれども、昨年度は4億円台まで減少させることができました。これを毎年10%ずつ減少させて、平成28年度におけるイノシシの農林産物被害額を3億円未満として目標を定めるということで考えております。

それから被害防除対策や個体数管理及び生息環境管理を地域ぐるみで総合的に実施することを推進しようということで計画の中で定めたいと思っております。

以下は、前回第4期計画と同じなのですけれども、イノシシの狩猟期間を、箱罠については10月15日から4月15日まで延長させていただいておりますけれども、この箱罠にごく稀にはございますけれどもシカが入るといった場合がございます。シカについても昨年度2億7千万円ほど被害額が出ているのですけれども、わざわざシカが捕獲されたにも関わらず、イノシシではないから放獣するという事になると、何のためにシカの捕獲を推進しているのか分からないということになりますので、稀にシカが入ったものについても処分をさせていただきたいということで考えております。

それから、獣肉の利活用ですが、現在県内でもジビエということで推進をしておりますけれども、この利活用のことについても触れております。

それからシカですが、先程来の説明でございますけれども28年度まで計画がございます。とりあえず今回は改正法の名称変更と、シカの被害内容の変更という、形式の変更させていただきたいと考えております。

シカについては毎年モニタリング調査ということで、生息調査をしております。ただ、その生息調査も費用と労力が非常にかかるものですから、5年に一度、シカの生息地を中心として大規模な調査を行って、それ以外についてはシカの生息数は極端に減らない、もしくは増加しているというようなことを確認する意味で地域を決めて、小規模なモニタリング調査をしております。

以上が今回の、特定鳥獣保護管理計画の、計画の変更の概要でございます。概要は今のとおりなのですけれども、せっかく機会をいただきましたので、簡単にイノシシの第5期計画の内容を説明いたしますと、保護管理計画第5期の資料を開いていただくと、8ページでございますけれども、見ていただくと分かる通り、都市部を除いてほぼ全域にイノシシの生息域は広がっているというような状況でございます。

それから、棒グラフがございましてけれども、イノシシの捕獲の状況を示しております。イノシシは、ある1年捕獲数が上がるとその次の年度は若干下がるという上下を繰り返しながら右上がりに、今までは捕獲数が増加しておりましたけれども、それから推察すると、平成25年度は減少する年だったんですけれども、猟友会の有害捕獲員のみなさまに頑張らせていただきまして、捕獲を推進させていただいて、イノシシの捕獲数は平成24年度に比べて若干伸びていると。

こういったこともございまして10ページの方、イノシシの被害額は平成17年度が6億円あったものが一旦下がったものの、それから右上がりに、平成22年度を境に若干減少していたのですけれども、平成25年度は1億円以上被害額が減少するという事になっております。

それと、16ページに獣肉の利活用の推進。前回この部分が少なかったんですけれども、ここを第5期計画については少しスペースを割いて掲載しております。それから、次のページに地域ぐるみでの刈払いとか、ワイヤーメッシュを設置している様子、それについての電気柵の定期的な維持管理といったものを地域ぐるみですることによって、役所の、行政側だけの事業に頼らず、行政と地域が一体となって被害防除をするということが非常に大事だということ、事例を挙げながら今回お示しをしております。

18ページ(エ)ですが、つい昨日、毎日放送系のテレビで兵庫県の都会に出るイノシシということで問題になっておりましたけれども、その中でキャス

ターがふれておりましたけれども、野生動物を保護すること、イコール餌を与えること、餌付けをすることだと誤解をされている方も非常に多くおられますので、餌付け防止の徹底ということで、今回新たにこの計画の中に入れさせていただきたいという風に思っております。

20ページ以下ですが、県の方で主に農林業者の方向けに、被害対策実践マニュアルというのを作成しまして、こういった資料を集落に配布して、かつ、県内6か所で有名な先生をお呼びして、研修会を行っております。このマニュアルについては県のHPからダウンロードできるようなかたちで、被害防除を推進しております。

以上で簡単ですけれども、説明を終わらせていただきます。

(浅野会長)

はい、ありがとうございます。それではただいま資料7についての御説明をいただきまして、いろいろと盛りだくさんの内容でありましたが、先ほど話がありました法改正に伴う手直しと、期限が来ていますので新たな計画を作る必要があるという点。その二つの観点からイノシシについては新しい計画を作る、シカについては手直しをするということでございますが、御説明いただきました。何か御質問がございますでしょうか。松富士委員どうぞ。

(松富士委員)

公園鳥獣部会に所属しております松富士でございます。

今、イノシシの法の改正の問題とか、イノシシのことについてお聞きしました。たぶんシカも同じだろうと思っておりますが、また午後に公園鳥獣部会の会議がありますので詳しくはそちらでお聞きするとして、いくつかお尋ねします。先程の、13ページの生息環境管理という項目がございまして、集落周辺の里山と未収穫放置作物の適正な管理を推進し、イノシシを寄せ付けない集落づくりを推進すると書いてありますが、これはここに書いてあるような鳥獣の問題だけではなくて、例えば里山が衰退しているから鳥獣の被害があると思えます。

矢部川の例で言いますと、北部大水害の後に離村者というのがずいぶん増えております。そういったことも含めた総合的なことで取組まないと、ここに書いているようなことでは、絵に描いた餅になってしまうのではないかと懸念がございます。

それからもうひとつは、資料に頂いた中での有害被害対策マニュアルの中には入っておりませんが、最近福岡県でもカワウの被害というのが今少しずつ増えていきます。あるいはムクドリもここ10年くらいから、九州でも増えてきておまして、ある時期になったら、これはカワウにしる、ムクドリにしる、爆発的に増えるのではないかとある程度の、ある意味のボーダーラインに来ているのではないかなと我々は思っております。

カワウについては、福岡県の認識はどうであるか、この実態調査だとか、あるいはムクドリなんかについてもそういったものを行っておられるのかどうか、そのことをちょっとお聞きしたいと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

(浅野会長)

よろしいですか。

それでは、後の方はひよっとしたら自然の方かもしれませんが。

(畜産課：今村課長)

はい、畜産課でございます。今委員から2点御質問いただいたところでございます。

まず、いわゆる里山の維持管理との鳥獣対策の関係性ということでございます。もちろん委員の仰るように、鳥獣対策があって里山管理、里山の健全な発展ということではなくて、里山の適正、あるいは発展とそういう中で、こういう鳥獣対策被害があるという風に私どもも認識しているところでございます。そういうことも踏まえて、今後集落の対策、あるいは鳥獣対策も含めて、関係部局と県と対策を打っていきたいというように考えておるところでございます。

それから鳥類、特にカワウとかそういった問題、筑後川流域、それから有明海水域につきましては私共も被害が出ている、あるいは委員御指摘のように、そういった羽数が増えているといったところは把握しているところでございます。

こういったものについてとりあえず猟友会等をお願いをしまして、対策を打っているところでございますが、その影響、あるいは評価も含めて、これは水産とも関係しますので、そういった水産、あるいは他県と、広域的に鳥類ですので移動しますので、そういうところと情報交換しながら対策を打っていきたいと、そのように考えている次第でございます。

(浅野会長)

はい、ありがとうございます。ほかに何か御質問、御意見がございますか。

山崎委員どうぞ。

(山崎委員)

直接この件とは関係ないとは思いますが、今自然の野生生物と家畜との関係ということで鳥インフルエンザとか問題になっていますよね。ですからあれは自然環境の方ではないと言えるのかどうか、ああいった問題についても今後検討していく必要があると思うのですが、そういったところに関して環境部局の方でどういう風にしていこう、あるいは畜産部局との連携をどういう風にしていこうのかというのがあれば聞かせていただければと思います。

(浅野会長)

はい、それではこれは農水の方でお答えいただきますか。どうぞ。

(畜産課：今村課長)

まさしく今、委員御指摘の通り、鳥インフルエンザ対策というと、一に考えられるのが野鳥から、特に渡り鳥がウィルスを持ってくるのではないかとということで、非常に野生動物と家畜であるニワトリとの関係性が指摘されているところでございます。畜産側からすると野鳥が持ってくることを、空を自由に飛

んでいる鳥を防ぐことはできませんので、まずは養鶏場でそういった野鳥が入ってこないような防鳥体制、防鳥ネット等を強力に推進しているところでございます。

施策的には当畜産課と自然環境課さんと、発生時、それから発生しないところにおいても情報交換しながら協力しながら、まずは畜産を守る。それから自然環境課さんにおいては野鳥のインフルエンザのウィルスの保有状況を調査していただくといったところで連携を図っているところでございます。

(浅野会長)

ありがとうございました。

他に何かございますか。

では八尋委員。次に藤田委員、続けて御質問いただけますか。

(八尋委員)

八尋と申します。

現場の猟友会からの問題が2, 3上がってきているのですが、一つはイノシシに関して今報告なさっていることが農業被害、いわゆる農林被害がほとんどなんですけれども、銃器、罠いろんな道具を使うんですが、生活被害についての段取りが全然入っていない。

街の中、それから室見川の河川の中をイノシシが走り回ったり、これをどう探して捕まえるのか。仕方がないから網で掛けてみんな抱えて捕まえるわけですね。切られたら一発でお腹なんか切り裂かれるような危険な仕事をさせられるんですね。

愛宕神社の下側が、罠がかけられない、銃は使えない、そこでくくりわなを使わせてくれないかというような話が出たりしたときに許可が下りてこないんですね。

ケースバイケースで道具は、ここではこういう使い方が非常に良いですよというような、許可が融通利けば、非常に楽に、皆さんケガが少なくて処理ができていくということがあちこちで見受けられます。

山に行ってもカラスを追い出す、またイノシシを捕る、シカを捕るということの駆除の中でも、目の前でケガをされた、イノシシが足の股をくぐったとかいう事例を報告されたりしますし、この前の事故のように人身事故が起こったりもします。

ですから、危険を目の前にしてやっていますので、できるだけそういった、道具をどうやって使ったら良いのか、ケースバイケースである程度、県、それから地域の中での有効的な許可を下していただけるとありがたいなというものも項目に入れてもらえればどうかなという風に思っています。以上です。

(浅野会長)

はい、ありがとうございました。後程お話ししますが、部会で御議論いただくことにしていますので、そこで是非必要な修正を加えていただければと思います。

藤田委員どうぞ。

(藤田委員)

はい、九州大学の藤田です。私が質問したいのは16ページの(5)番、獣肉の利活用推進に関する部分です。

これまでこういった獣肉の利活用推進というのは、村とか地域とか言ったような単位で行われているというのはよく見聞きするのですが、これを県が旗を振って推進していこうという取組は、非常に素晴らしいなという風に思っております。

具体的に推進をするという、こうした方がいいですよという提案で終わるのではなくて、具体的に捕ったイノシシを肉にするまでのシステムというか、そういうものまで県で考えていかれるのかどうかというのが一点です。

もう一つは、この部分に関しては畜産課だけではなくて、食の安全・地産地消課との連携が重要になってくるんじゃないかなと思うのですが、これまでこういう風に、二つの課で連携してジビエの取組をこういう風に進めていこうといったようなことで、検討されたことがあるのかどうか、という二点についてお願いします。

(浅野会長)

それではなかなか難しい質問だとは思いますが、簡潔にお答えいただければと思います。

(畜産課：今村課長)

まず、第一番目の御質問なのですが、県だけでこういったジビエの振興というのはなかなか難しいということでございます。つまり、ジビエの今県にございます公設の処理場につきましては市町村さんが整備をしましてそこで解体処理をして獣肉利用までやっておられます。

ですので、そういった市町村さん、あるいは猟友会さんそれから県と一体となって、こういったジビエというものの推進に、県民へのPRも含めて取り組んでいきたいと思っております。

それから、食の安全・地産地消課さんとの連携なのですが、実は獣肉利用部会というのがございまして、そういった地産地消、あるいは食の安全ということにつきましては、食の安全・地産地消課だけではなくて、保健衛生部局や、商工部も含めて広範囲で検討、推進させていただいているところでございます。

(浅野会長)

ありがとうございました。

中央環境審議会でもヒアリングをやったことがあるのですが、血を抜くやり方を失敗すると全然食用に供することができないという、非常に難しいということを、やっている人たちから聞きましたので、単純ではないということはおよく分かっているわけです。ぜひ体系的にしっかりとおやりいただければと思います。

それでは、まだあるかもしれませんが、これは部会でまた御議論いただくことになっておりますので、とりあえず総会での議論はこの程度にさせていただきたいと思っております。

取扱いにつきましては公園鳥獣部会に付託をして、先ほどと同様、部会での決議をもって当審議会の決議とするという扱いにしたいと思いますが、よろしゅうございませうか。御異議はございませぬ。それでは、そのようにさせていただきます。

もう一点公園関係の諮問がございまして、玄海国定公園における公園事業の決定についてでございます。では、この諮問事項について事務局の説明をお願いします。

(自然環境課：高田課長)

自然環境課でございます。資料8により玄海国定公園における公園事業の決定についてお諮りします。まず、公園事業というものをご説明させていただきます。

公園事業とは、自然公園の保護と利用を促進するために公園ごとに定めております、公園計画に基づき実施する事業でございまして、いわゆる広場、園地、休憩場、キャンプ場などを整備するものを指します。

諮問の理由に書いております通り、今回、玄海国定公園計画に基づく公園事業を、自然公園法の規定により県知事が事業決定するにあたり、御意見をうかがうものでございます。

次の1ページをお願いいたします。事業決定書でございます。まず、事業の名称、及び種類は、遠見ヶ鼻園地、場所は北九州市若松区の遠見ヶ鼻、規模としては4.4haの区域となっております。

一旦4、5ページをお願いします。事業の位置は、玄海国定公園の最も東側、断崖と岩礁が織りなす景観が雄大な自然海岸でございまして、第2種特別地域に指定されております。

再び1ページをお願いいたします。この優れた景観を活かし、自然探勝や野外レクリエーションなどの利用促進を図ろうとする目的でございまして、下段の参考事項の公園計画の欄に記載していますように、平成2年に既に園地としての施設計画は決定しております。

現在、事業区域には歩道や老朽化した休憩所など、既存施設はございますものの、かなり老朽化等が激しいものですから、今回、公園計画に基づく園地事業として園路、休憩所兼トイレなどを再整備しようというものでございます。

事業者は、福岡県と北九州市でございまして、整備にあたりましては、周辺の自然環境や景観に充分配慮したものとする予定でございます。

なお、2～3ページには事業決定調書といたしまして、事業の位置や周辺の状況、整備内容、環境影響予測、自然環境保全のための対策を記しております。

それから、資料4～12ページにつきましては、付近の地図、平面図、現況写真等をお示ししておりますので御参照ください。また、13ページ以降には関係法令、県内の自然公園の概要等を添付いたしております。

説明は以上でございます。御審議の程よろしく申し上げます。

(浅野会長)

それではただいま、公園計画についてご説明いただきました。

分かりますように、既に公園計画区として園地として整備をされていますが、だいぶ老朽化しているのでその手直しをするという趣旨のお話でございます。

何か御質問、御意見等ございましたらお話しください。では、松下委員どうぞ。

(松下委員)

整備予定計画に、園路、休憩所兼トイレとあるのですが、ここは確か車を停める駐車場はあまりなかったような気がするのですが、そうした駐車スペースの整備等はどうなっているのかお教え願えますでしょうか。

(浅野会長)

事務局どうぞ。

(自然環境課：高田課長)

今回は駐車場に関しては計画に盛り込んでおりませんが、漁港近くに広い駐車場等あります他、宿舎として北九州かんぼの宿というのがございまして、そちらの方も広く用意してございますので、今回は計画に付していません。

(浅野会長)

よろしゅうございますか。ほかに何か御質問、御意見がございしますか。山崎委員どうぞ。

(山崎委員)

こういった形で施設をどう変更するかという形でだけ上がってくるのですが、実際にそれを使われていく場合がそこにトイレなんかを、ソフトというか、その後の維持管理をきっちりやってないと、かえって環境汚染につながっていくというか、県内の公園でも結構汚れているのを見かけたりします。犯罪が起こったりとかいろいろするので、その辺りはどういう風な考え方をされているのかということをお伺いしたいのですけど。

(浅野会長)

事務局どうぞ。

(自然環境課：高田課長)

確かに整備以上に維持管理というのは大切なことだと思っております。国定公園のあらゆる施設に関しましては、主に市町村と協議いたしまして、市町村に管理の部分を委託しております。

ここの部分の休憩所の清掃等に関しても、北九州市を通じて定期的に清掃等が行われておりますし、今後整備後もそのようにやっていくという方針で、北九州市とも協議を進めております。

(浅野会長)

よろしゅうございますか。

今の点につきましては北九州市の審議会でも市がちゃんと管理をするように

伝えておきます。

田口委員どうぞ。

(田口委員)

今の現況のところ、3とか5の実態で書いてありますが、非常に地質学上重要な地域で、野外学習などでも利用されていますが、北九州市との打ち合わせというのは自然史博物館とか、そういうところも含んでいるのでしょうか。

(浅野会長)

馬場委員。いかがでしょうか

(馬場委員)

北九州市のいのちのたび博物館、自然史・歴史博物館に勤めています、馬場と申します。

この場所は、特に博物館でも普及講座や見学会などの場所にも使わせていただいております。それから、公園管理の部局とも相談を受けたことがございまして、今後きちんと見回り等の体制も整えていくというような御意向であることも伺っております。

現在、トイレも確か使用禁止になっていたと思うのですが、今後整備されることで、より使いやすいかたちになっていけばという風には思っております。相談しながら進めているところでございます。

(浅野会長)

よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。藤田委員どうぞ。

(藤田委員)

藤田です。11、12ページの写真を見ると、なかなかひどい状況だなということ少しびっくりしたんですけれども、こういう状況はこの地域だけに見られることなのか、それとも玄海国定公園全体を見ると同じような箇所がほかにも存在するのかどうかというところを、もし御存知でしたら教えていただければと思います。

(浅野会長)

事務局お答えの用意がありますか。なければないと言ってください。

(自然環境課：高田課長)

なかなか全てを掴んでいるわけではありませんが、これは県が昭和40年代に整備したものでございまして、これについてはいつかしようという風には思っていたのですけれども、この場合北九州市との協議も成立したところから着手ができたということです。今後とも、こういったものの把握には努めてまいりたいと思っております。

(浅野会長)

よろしいですか。まあできるだけパトロールをしていただいて現状把握にご努力いただければと思います。

それではこの件に関しては、公園鳥獣部会でさらに細かく御議論いただいた上で、公園鳥獣部会の決議をもって当審議会の決議とするという取扱いにしたいと思いますがよろしゅうございますか。御異議なきものと認めます。どうもありがとうございました。

それでは、本日の諮問事項については全て関係する部会に付託をして、当該部会の決議をもって当審議会の決議とするということを御了承いただきました。

それでは既に付託をして御議論いただいた結果、当審議会の答申として知事に提出したものについて御報告いただくことにいたします。

資料9ですが、田口温泉部会長から御説明いただきます。

(田口部会長)

温泉部会、部会長の田口です。

前回の環境審議会の開催以降、温泉部会を1回開催しており、その審議の結果とそれに基づく答申について御報告いたします。

資料9を御覧下さい。

なお、個別の許可に関する審議内容につきましては個人情報等を含みますので、会議は非公開で行っております。公開でありますこの場での御説明は、申請件数と審議の結果のみとさせていただきます。

従いまして、傍聴者の方々への配付資料につきましては、申請件数と審議の結果のみの記載にとどめさせていただきます。

委員の皆様にも、お配りしております資料については、取扱いには御注意いただきますようお願いいたします。

それでは1ページを御覧下さい。

平成26年9月8日に会長から付託を受けました、土地の掘削の許可申請1件の諮問につきまして、同年10月17日に温泉部会を開催し、審議いたしました。申請場所は久留米のものでございます。

次に2ページをご覧下さい。

審議の結果、「許可に支障なし」と決議いたしており、それに基づき同年1月14日に答申がなされております。以上でございます。

(浅野会長)

はい、ルーティーンの仕事でございますが、御了承いただけますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

それでは審議の順番を入れ替えまして、「福岡県産業廃棄物税の効果等について」の御説明を先に伺います。

(循環型社会推進課：山本課長)

福岡県循環型社会推進課長の山本でございます。

資料11をお願いいたします。最初のページでございます。産業廃棄物税の効果についてでございます。この導入経緯は、平成17年に九州七県一斉に導入しまして、その後の経過を見ながら5年ごとに見直すということにしております。今回は、前回の平成22年の見直しから5年経過しますことから、再度

その取扱いについて検討をしたところでございます。

2の産廃税の仕組みと役割についてでございます。より高い産廃の排出抑制効果を図るため、排出事業者に税負担を求めまして、その図にありますように、焼却についてはトンあたり800円、最終処分については1,000円の税率としております。

次のページをお願いします。産廃税に係る税収の状況でございます。グラフにあります通り、焼却施設への搬入に係る税収については減少傾向にありまして、また、最終処分場への搬入に係る税収も19年度に一時的に増加しましたものの、概ね減少傾向にあります。

4.排出事業者への意識調査の結果についてでございます。排出量の多い県内事業者を対象に、無作為抽出により調査票を送って、調査しております。そのグラフにありますように、「産廃税について知っている」、「産廃税について聞いたことはあるが仕組みは知らない」、の両方を合わせてほぼ80%程度となっているということで、一定の周知はされているとは思っておりますけれども、今後も引き続き周知に努める必要があるという風に思っております。

その次のページをお願いします。産廃税導入の影響でございます。

排出抑制の取組の効果、意識改革や処理コストの減、会社のイメージが上がったという回答が多く、税の導入をきっかけとしまして、さらなる努力が進んだと考えています。

その次に、産廃税の制度に対する意見でございます。税率や焼却課税、納税方式については「妥当である」との回答が、「妥当でない」との回答を大きく上回っております。また、産廃税の税収の用途についてはそれぞれ、いずれも今後も充実すべきであるという風な回答がたくさん寄せられたところであります。

4ページ目をお願いいたします。産廃税の税収使途事業の実績でございますけれども、①～④まで記載しておりますような、目的に使っております、これら4つの事業の財源として、平成17年度以降、9年間の計で約21億7千万円程度となっております。

次の6でございます。産業廃棄物税等の効果についてでございます。三点そこにありますように、産業廃棄物量は減少しておりますし、排出事業者の排出抑制等の取組の見直しや、さらなる取組を後押ししております。三番目としましては、税収使途事業の効果も大きく見られると、大規模な不法投棄も減少しているという風に考えております。

これらを踏まえまして、7番でございます。産廃税は、産業廃棄物の排出量削減や排出事業者の取組促進に一定の効果を発揮しているという風に思っております。

またその一方で、産業廃棄物の発生量は、産廃税導入時と比較しまして減少はしておりますものの、平成23年度の時点で1550万トン、平成24年の最新の数字では1513万トンということで、依然としてやはり数は多いと思っておりますので、排出抑制やリサイクル推進というものはなお、重要な課題であるという風に考えております。引き続き、これらの課題の解決に向けて取組む必要があると判断しております。

ちなみに、この産廃税の税制改正につきましては、昨年12月議会におきまして税改正条例が議決されまして、それからすぐ施行されているところでございます。

以上でございます。

(浅野会長)

はい、ありがとうございました。産廃税は、九州各県全部同じ条例を作って動かしているということでございますが、5年経ったのでその効果について御報告いただき、さらにまた、この制度が延長されたことについての御報告をいただきました。

特に何か御質問はございますか。御質問ございませんようでしたらこれについては報告を承ったことといたします。

次に環境白書について事務局からご説明いただきます。

(環境政策課：山下課長)

環境政策課の山下でございます。私の方から環境白書について御説明をさせていただきます。

お手元に環境白書と、資料10、こちらは白書の概要版になっておりますがお配りしております。白書については260ページの大部でございますので、説明の方は資料10で簡潔にさせていただきます。

1ページをお願いいたします。環境白書は環境保全に関する条例に基づきまして、本県の環境の現状、それから環境保全のために講じた施策、今後の取組の方向性等についてまとめたものでございまして、県議会に報告するとともに、一般向けに公表いたしているものでございます。

構成は、1部で環境の現状と取組のあらましや、県内の主な取組等を記載しております。第2部の方で、環境総合ビジョンの概要と、7つの柱ごとに現状とその対策を記載し、3部では資料編として環境基準等を掲載しているところでございます。

(2)内容でございますが、総説で環境に関する全体像を掲載するというところで、白書の概要を掴めるようなものといたしております。また、県内の話題性のある事業や重点的に取組んでいる事業を、県内の主な取組として、県の事業として15事業、市町村の事業として7事業を掲載しているところです。

それから、環境の現況と対策ということで、環境総合ビジョン計画の指標の動向なのですが、環境総合ビジョンでは7つの柱ごとに合計で18の指標を設けているわけですが、このうち、温室効果ガスの排出量については、国の計画後に目標値を定めるということでございまして、その表には17の進捗状況を記載しております。

評価基準は、点線で囲ったところでございますけれども、目標を達成したものは◎、目標は達成していないものの向上したものは○、横ばいを△、後退したものを▽とこのようにしてございまして、25年度の進捗状況は、表の合計欄のところですが、達成が8、向上が5、横ばいが4ということで、目標の達成・向上率は76%となっているところでございます。

資料の7、8ページに具体の指標の動向について記載しておりますので、後程御参照いただければと思います。

2ページの(2)低炭素社会の構築について、下から2行目ですけれども、本県の平成24年度における温室効果ガス排出量は、6,419万トンでございまして、京都議定書の基準年度でございます、平成2年度と比較をしますと、

4. 9%の増加となっております。

3ページをお願いします。これを部門別に見てみますと、産業部門は8.2%減少をしておりますが、民生部門の家庭部門では72.9%、オフィス等の業務部門で64.2%、運輸部門で22.7%、それぞれ増加いたしております、民生、運輸部門における対策が重要となっているところです。

対策といたしましては、地球温暖化防止活動推進センターにおける啓発、ふくおか省エネ・節電県民運動や再生可能エネルギー普及促進等に取り組んでいくところでございます。

それから、循環型社会の構築ですが、2つめの段落になりますが、県内の一般廃棄物の25年度の総排出量は185万4千トンでほぼ横ばい、それから産業廃棄物の24年度の県内発生量は1,513万1千トンで、微減傾向でございます。

資源化、減量化によりまして、最終処分量は一般廃棄物、産業廃棄物いずれも前年度よりも減少しているところでございます。

(4) 自然共生社会の構築でございますが、県内では開発や里地里山の荒廃によりまして、生物多様性の衰退、外来生物による生態系のかく乱やイノシシ、シカなどの野生鳥獣による農作物被害などが顕在化しております、平成25年3月に福岡県生物多様性戦略を策定いたしまして、希少種保護や有害鳥獣対策などに取り組んでいるところでございます。

(5) 健康で快適に暮らせる生活環境の確保でございますが、ア大気環境保全ということでございますが、微小粒子状物質、PM2.5でございますが、それと光化学オキシダントは、これは全国的に環境基準達成率が低い状況でございます、本県におきましても、全測定局で未達成となっております。ただ、その他の二酸化硫黄や一酸化炭素は全測定局で環境基準を達成しているところでございます。

監視体制強化のため、測定局の4局増設、PM2.5やオキシダントの注意喚起の精度向上等に関して取り組んでいるところでございます。

イ水環境保全につきましては、2つ目の段落でございますけれども、代表的指標でございますBOD、CODの環境基準達成率は、平成25年度が82.8%ということで、前年度から横ばいという状況でございます、水質汚濁防止法に基づく工場等の排水規制等に取り組んでいるところでございます。

5ページをお願いいたします。ウ廃棄物の適正処理についてでございますけれども、一般廃棄物につきましては各市町村が処理を行うわけでございますが、県といたしましては立入検査等の実態把握を行いまして、必要に応じて改善指導等を行っております。それから産業廃棄物につきましては、産廃施設の設置に関する紛争を予防するために、紛争予防条例を改正しましたほか、安定型最終処分場に対する定期掘削調査の実施など、不適正処理の早期発見・早期対応に努めているところでございます。

(6) 国際環境協力の推進でございますが、アジア地域から職員を招へいしました国際環境人材育成事業、それからベトナム・ハノイ市における福岡方式処分場建設への技術協力、江蘇省との大気環境改善へ向けた協力などを行っているところでございます。

6ページをお願いします。(7) 地域づくり・人づくりについてですが、イの対策の、環境県民会議や保健福祉環境事務所ごとに設置しております地域環

境協議会による、県民・事業者・行政が一体となった環境保全への取組のほか、小学生向けの環境教育副読本の作成等を行っているところでございます。

技術産業振興についてでございますが、本県には低燃費車やパワー半導体等の省エネルギー、省資源型の製品を生産する産業がございます。また、北九州市、大牟田市の両エコタウンには、リサイクル関連産業が集積しております。

このため、グリーンアジア国際戦略総合特区を活用しまして、環境配慮型製品の開発、生産拠点の構築、本県試験研究機関によります、環境負荷軽減に関する調査・研究を行っているところでございます。

あと10・11ページですけれども、ここの資料は前回の審議会において今年度の重点施策を御報告申し上げた時に、進捗状況を報告するよという御意見をいただいたことから、現在の進捗状況についてまとめたものでございまして、これにつきましては後程、御参照いただければと思います。

私からは以上でございます。

(浅野会長)

簡潔に御説明ありがとうございました。詳細は白書の冊子をご覧いただければいいわけですが、ただいまのこの件に関する御報告について御質問、御意見ございましたらお出しくさいますか。いかがでございませうか。何かお尋ねになることはございませうか。

全体としてはかなり進捗があったという御報告をいただいたわけです。76%くらい指標で見たときには達成できている。ただし温暖化の方は全くダメなのですが、実はこれはもう電力の原単位の悪化が大きな原因であって、個々の人の努力を超えたところということではあるわけです。

特に御質問ございませうでしたら、この白書についてはどうぞお持ち帰りいただいてお目通しをいただくようお願いいたします。もしお目通しいただいた上で御不審な点、御質問点がございましたら遠慮なく事務局にお尋ねいただければと思います。

それでは、報告事項は以上ということにさせていただきますが、その他がございませう。これについて事務局からお話をお願いいたします。

(環境政策課：山下課長)

環境政策課でございます。その他といたしまして、環境審議会における会長等不在時の取扱いについて御提案を申し上げたいと思います。

資料12でございます。まず、提案の趣旨でございますけれども、現在の委員の皆さまの任期が1月23日までとなっております、翌24日付で改選となります。環境審議会条例の規定によりますと、審議会の会長は、点線の四角で囲っておりますけれども、委員の互選で選出をし、会長が会長代理、それから部会長、部会委員を指名するという仕組みになってございます。

改選後の最初の審議会を7月頃の開催を予定しておりまして、それまでの間、会長、会長代理、部会長、部会委員が不在となるといった状況が生じることとなります。このために、次の審議会で会長等が決定されるまでの間の取扱いについて、今回定めようとするものでございまして、これまで会長等不在時の取

扱いについては改選前の最後の審議会、今回もそうなんですけれども、その都度お諮りをして定めていたわけですが、これを対外的にも説明できるように明文化しておいた方が良くと考えまして、条例第7条の補則に、審議会の運営に関して必要な事項は会長が審議会に諮って定めるという規定に基づいて、今回の取扱いを提案させていただくものでございます。

内容といたしましては、まず会長についてでございますけれども、次の会長が選出されるまでの間は、前会長が引き続きお勤めいただき、会長が審議会議員を退任される場合につきましては、前会長が指名する委員にお願いをするというものでございます。

それから会長代理、部会長、及び部会委員についても、会長同様に前任の方にお勤めいただきまして、審議会委員を退任される委員がおられる場合につきましては、前会長が指名する委員にお願いするというものでございます。

説明は以上でございます。

(浅野会長)

毎回決めておりましたことを、一般的な申合せ事項として一般化しておこうというのがこの御提案でございまして、任期が終わってすぐに次の総会を開いて会長の選任が行われればいいのですが、他の審議事項もないのに総会を開くというわけにはいきませんので、これまでは次の会長が選ばれるまでは前任者がその任にあたる。そして、辞める場合は指名をしておくというようなことでこれを慣例として毎回任期最後の会議の場でお諮りして進めてきたわけですが、これを一般ルールにしておこうということでございます。

何か御質問、御意見がございますでしょうか。特に御異議はございませんでしょうか。御異議はないということで、この取扱いについてお認めいただいたということでよろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

それでは、留任される委員につきましては、次回審議会が開催されるまでの間、現在の部会長等の職を引き続きお務めいただくということになります。

なお、後ほど事務局から紹介があると思いますが、現在、会長代理及び温泉部会長を務めていただいている田口委員が、御退任されるということですので、次回審議会が開催されるまでの間、会長代理及び温泉部会長を予め指名していただきたいと思います。

まず、会長代理につきましては、伊藤委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

温泉部会長につきましては糸井委員にお願いいたします。こういうことでございますのでよろしくお願いたします。

他に御退任される委員が7人おられまして、退任される委員が所属しておられた部会の後任委員については、各委員の選出母体の後任の方にお務めいただくということにしたいと思います。それぞれについては事務局からご連絡いただきたいと思います。

それでは、全体を通じた何かご意見はございますでしょうか。

(食の安全・地産地消課：川口課長)

先ほどのご質問の件、よろしいでしょうか。

(浅野会長)

はいどうぞ、失礼しました。

(食の安全・地産地消課：川口課長)

先ほど大牟田市の方の、これまでの農用地の土壌汚染対策の事業費についてご質問がありました。平成9年から、先ほど地図でお示ししました昭和開、そして昭和開西部、昭和開北部と工事が終了しております。3地区合計で135.4haの客土工事が終わっております。

その3地区の事業の総額でございますけれども、37億3千万円余という風になっております。そのうち、三井金属工業の負担額につきましては18億6千万円余ということでございまして各地区の分で負担率は多少違うのですが、平均して49.92%が三井金属工業の負担割合ということになっております。以上でございます。

(浅野会長)

それでは、他に何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。松富士委員どうぞ。

(松富士委員)

この審議会の、我々が伺った情報の公開ということについてちょっと教えていただきたいと思ひまして。

私は野鳥の会部門からの推薦ということで委員になっておりますが、今回の改正の内容とか、そういった情報を各所属団体に知らせた方がいいのかどうか。知らせるとしたら例えば、公に議事録として出た後にすべきか、ということがひとつですね。

それからもう一つは資料の入手ですけど、はじめに事務局の方から説明があったレッドデータブックの追加分の冊子ですけど、簡易版というのはいただいたのですが、鳥獣部会の会員には是非簡略じゃないものを配布いただけたらと思ひておりますけれども、この以上2件について。

(浅野会長)

分かりました。後の方については事務局で対応してください。前半については、審議会は元々公開で行われておりまして、この場で配布された資料のうち、取扱い注意ということになっている部分は傍聴者にお配りしませんので、これは開示をされたら困ります。それ以外のものは全て公開という前提でございま

すので、どうぞ別に議事録が出ようと出るまいと関係ありませんので、本来の選出母体に情報を流していただいて一向に構いませんのでよろしくお願いいたします。

県はどうしているか知りませんが、国の場合には会議が終わりますとすぐ関係資料はインターネットに載せて公開してしまいますので、特にこれは公開してはまずいということについては、その都度審議会に諮って公開しないということ徹底したうえで取扱っております。

それでは、本日議すべきことは以上でございます。どうもありがとうございました。後は事務局からお願いします。

(環境政策課・池田企画広報監)

浅野会長、議事進行ありがとうございました。

最後に、今回をもちまして本審議会を退任される委員の御紹介をさせていただきます。

会長代理及び温泉部会長をお務めいただきました福岡大学理学部教授の田口委員。産業医科大学医学部教授の谷口委員。弁護士の原田委員。福岡県猟友会の八尋委員。

その他、本日は御欠席ですが、福岡大学工学部教授の田中委員。福岡経済同友会幹事の豊川委員。環（わ）の学び工房代表の諸藤委員。西日本新聞社西日本会事務局長の山形委員も御退任されます。

それでは、退任される委員に一言、御挨拶を頂戴したいと思います。田口委員から、よろしくお願いいたします。

(田口部会長)

田口です。温泉部会に参加してからずいぶん長くなりますし、年金をもらえる歳になりまして、物忘れも増えてきたのでそろそろもう良いかと思っております。

温泉は日本の文化ですけれども、利用の仕方によっては枯渇も進んでいきますので、これからますます、いろいろな永続的利用に向けて委員の皆様、事務局の皆様の御努力を期待したいと思います。どうもありがとうございました。

(環境政策課：池田企画広報監)

ありがとうございました。続きまして、谷口委員よろしくお願いいたします。

(谷口委員)

8年も務めたそうで、大変勉強させていただきました。女性の数が増えてきたのはとってもいいことだと思います。

重要な会ですので御活躍いただきたいと思います。お世話になりました、ありがとうございました。

(環境政策課：池田企画広報監)

続きまして、原田委員をお願いします。

(原田委員)

微力ながら長い間関わらせていただき、本当にありがとうございました。

本当に勉強不足でありお役には立てなかったなど反省しきりですけれども、私自身はこれを入り口にしてもうちょっと何かやっていければなど思っております。ありがとうございました。

(環境政策課：池田企画広報監)

続きまして、八尋委員をお願いします。

(八尋委員)

長いことありがとうございました。御迷惑ばかりおかけしたんじゃないかと思えます。ただ、私が猟友会の方で心残りなのがひとつつつありますが、まず、狩猟者が高年齢層化して人数がいなくなっております。将来これは誰が処理するのだろうかという心配がひとつあります。

また、いろんな問題が抱えられておりますけれども、生活被害の中で、農林関係だけじゃなくて、市内にいるカラスが非常に気になります。これは何とかならんのだろうかという風に最近考えております。

またほかにもいっぱい出てくるんじゃないか。今出てきているのがサルとアライグマが出てきております。これがどうなっていくのか。民家の近くでしかいませんので、生活被害に関わります。これが気になっているところでございます。

今後は、何かありましたらよろしくをお願いします。ありがとうございました。

(環境政策課：池田企画広報監)

それでは浅野会長から一言御挨拶をお願いします。

(浅野会長)

それでは、任期が今度で終えることとなりますが、また多くの委員は再選をされますので引き続きよろしくをお願いします。

8名の委員の方、今日は4名のご出席でありましたが、本当に長い間、県の環境行政のためにいろいろと有益な御発言をいただき、御指導いただきましたことを改めて心からお礼申し上げます。今後審議会を離れられるわけですけれども、どうぞ折に触れてまた必要なアドバイスなどを事務局にしていいただければと思います。

特に猟友会の御発言は大変いつもインパクトがあつて気になりながらおりましたが、ぜひ後任の方にもまた頑張っていただけるようによろしくをお願いいた

します。どうもありがとうございました。

(環境政策課：池田企画広報監)

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、平成26年度第2回福岡県環境審議会を終了いたします。ありがとうございました。